

## (仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定の基本方針について

### 1 計画策定の背景

市は、平成 18 年に改正された教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、地域の実情に応じた、教育の振興に関する基本的な計画として、平成 25 年に小平市教育振興基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）を策定し、様々な教育施策を推進してきた。また、計画策定から 5 年が経過する平成 29 年度に、計画に掲げる数値目標の達成状況を確認し、これまでの取組を検証するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や、学習指導要領の改訂などの社会情勢の変化などを踏まえ、計画の後半 5 年間で達成をめざす数値目標の設定や取組の検討を行った。

令和 4 年度に計画期間が終了するが、社会状況が大きく変化する中、教育を取り巻く環境も大きく変化し、新たな教育課題への対応が求められている。

これに的確に対応し、教育の振興を図るため、小平市の教育が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進する計画として、(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画を策定するものである。

### 2 計画の位置付け

教育基本法第 17 条第 2 項を策定根拠とする。

計画は、小平市教育委員会が今後進める施策の基本的方向や目標を示すものである。

また、計画の策定に当たっては、教育委員会における既定の各種方針等との整合を図るとともに、市の関連計画との整合を図る。

なお、本計画は、小平市第四次長期総合計画における「基本目標Ⅰ ひとつづくり 一人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち」を実現するための、市の教育分野における個別計画と位置付けられるものである。

### 3 計画対象期間

令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とする。

### 4 計画策定体制

#### (1) 第二次小平市教育振興基本計画検討委員会による検討

学識経験者、教育機関及び関係団体の代表者、公募市民などを構成員とする検討委員会を設置し、計画案を検討する。

#### (2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、(1)による公募市民の参加のほか、実態調査を行うとともに、素案段階で小平市ホームページや市報により市民意見公募手続きを行う。

#### (3) 庁内体制の確保

計画は教育委員会において決定する。

なお、計画案の調整は、庁内関係課で構成する小平市教育振興基本計画庁内検討委員会により行う。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告する。

(2) 情報の公開

第二次小平市教育振興基本計画検討委員会は公開とし、会議の要旨及び審議資料等については、終了後速やかに、ホームページ等で公表する。

6 実態調査の実施について

令和3年度中に実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。

調査に当たって、調査票の設計や結果の分析等の実務を担当する庁内検討部会（ワーキングチーム）を、小平市教育振興基本計画庁内検討委員会の下部組織として設置する。

7 計画策定スケジュール概要（案）

		計画検討委員会・市民参加	事務局
3年	6月	◆計画策定方針公表	庁内検討委員会・庁内検討部会 設置 適宜開催
	10月	検討委員会開催① (策定の概要説明・実態調査)	【実態調査】 教育委員会に協議
	11月	◆実態調査実施	
4年	2月		
	3月	検討委員会開催② (現状・課題の把握) ◆実態調査報告	【実態調査】 報告書 教育委員会に報告
	4月		
	5月		
	6月	検討委員会開催③ (目標の検討)	
	7月		
	8月		
	9月		素案作成
	10月	検討委員会開催④ (素案の検討)	素案 教育委員会に協議
	11月	◆市民意見募集	
	12月		
5年	1月	検討委員会開催⑤ (市民意見・計画案の検討)	↓
	2月		計画 教育委員会で決定
	3月		計画書印刷・製本

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により、変更の可能性あり。